◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１４０号(H24. 4. 6)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（３月３１日～４月５日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）乗合バスがオートバイと衝突した事故
（３）貸切バスが大型トラックに追突した事故
（４）貸切バスが乗用車と衝突し横転した事故
（５）貸切バスが路外逸脱し横転した事故
（６）タクシーが原動機付自転車と衝突した事故
（７）タクシーが駐車場のフェンスに衝突した事故
（８）トラックがタクシーに追突した事故
２．トラック追突事故防止マニュアルを公表しました！（再周知）
３．安全指導業務（適性診断・運行の管理に関する講習）の民間参入に
　　関する説明会を開催します。（再周知）

◇◇◇

この事故により、オートバイの運転者が死亡した。当該バスは、車庫から出庫するところであり乗客はいなかった。

（３）貸切バスが大型トラックに追突した事故

３月３１日（土）午前３時５０分頃、静岡県の高速道路において、三重県に営業所を置く貸切バスが乗客４２名を乗せて運行中、走行車線から追い越し車線に車線変更したところ、追い越し車線を走行していた前方の大型トラックが急減速したため、当該大型トラックに追突した。

この事故により、当該バスの乗客１０名と交替運転者１名が軽傷を負った。

この事故は、当該大型トラックの前方を走行していた乗用車が、道路上の落下物（タイヤ片）を避けようと急減速したことから、当該トラックも急減速した模様。

なお、事故当時、現場付近は小雨が降っており路面は濡れていた。

（４）貸切バスが乗用車と衝突し横転した事故

３月３１日（土）午後１時４５分頃、長野県において、愛知県に営業所を置く貸切バスが乗客４３名を乗せて運行中、対向車線の乗用車と衝突し、道路左側に路外逸脱（落差２メートル）して、車体左側を下にして横転した。

この事故により、当該バスの乗客２名が重傷を負い、１４名が軽傷を負った。

事故現場は、当該バスから見て緩やかな下り坂で、事故当時、付近の路面は降雪のためシャーベット状になっており、当該乗用車がスリップして当該バス側の車線にはみ出した状態で立ち往生していたことから、当該バスの運転者は、衝突を避けるため道路の左側を走行したが、これを避けきれなかった模様。

（５）貸切バスが路外逸脱し横転した事故

４月４日（水）午後１時５５分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客２１名を乗せて運行中、道路左側に路外逸脱し、車体左側面を下にして横転した。

この事故により、当該バスの乗客２名が打撲による軽傷を負った。

この事故は、片側一車線の直線道路で、事故当時、現場付近は吹雪いており、当該バスは時速約３０キロメートルで走行中、視界不良のため路外逸脱した模様。

（６）タクシーが原動機付自転車と衝突した事故

３月３１日（土）午後４時３０分頃、愛知県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、交差点を通過しようとしたところ、右側から進入してきた原動機付自転車と衝突した。

この事故により、当該原動機付自転車の運転者が死亡、当該タクシーの運転者と乗客に負傷はなし。

事故現場は、信号機のある交差点で、当該事故の目撃者の証言及び当該タク

シーに備えられていたドライブレコーダーの画像から、事故当時、当該タクシー側の信号が青だった模様。

（７）タクシーが駐車場のフェンスに衝突した事故

４月３日（火）午後５時１０分頃、青森県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路から配車先の店舗に進入しようとしたところ、当該店舗の駐車場のフェンスに衝突した。

この事故により、当該タクシーの損傷はバンパに傷がついた程度であったが、当該タクシーの運転者（男性、５７歳）は死亡しており、衝突の前から意識を失っていた模様。

当該運転者は、事故の当日午前９時から午後９時までの勤務予定となっており、乗務前に実施した点呼において異常はなく、直近の健康診断においても指摘事項等はなかった。

（８）トラックがタクシーに追突した事故

３月３１日（土）午前０時５分頃、滋賀県において、都内に営業所を置くトラックが高速道路を走行中、乗客１名と交替運転者を乗せ、合流車線に停車していたタクシーに追突した。

この事故により、後部座席に乗車していた当該交替運転者が死亡し、当該タクシーの運転者と助手席に乗車していた当該乗客が軽傷を負った。

事故当該、当該トラックの運転者は、停車していた当該タクシーに気づかなかった模様。

◇◇◇

けるよう周知していくこととしています。

〇報告書
・[第１分冊]事業用自動車の交通事故の傾向分析
・[第２分冊]トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討
　別冊１：経営トップ向け指針
　別冊２：現場管理者向けマニュアル
　別冊３：ドライバー向けマニュアル　　など
・[第３分冊]社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧下さい。
（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html ）

◇◇◇

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆